

# 令和8年度 市内企業イノベーション創出支援事業運営業務 公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月19日

静岡市 経済局 商工部 産業政策課

## 1 業務の目的

近年、テクノロジーの急速な発展や物価高騰、人手不足等の経営環境の変化の中で、地域企業の生産性向上や競争力強化を支援し、持続的な地域経済の成長を実現するためには、先進的な技術等を活用したビジネスモデルの変革や新規事業開発等のイノベーション創出を促進する取組を支援する必要がある。

こうしたことから、本市では、市内企業と革新的な技術やビジネスモデルを有するスタートアップ等の協業による新商品・サービスや新しいビジネスモデルなどの新規事業の開発や経営課題を解決するため、専門家による伴走支援や実証に対する費用を助成する補助金支援を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度 経商産政委第3号 市内企業イノベーション創出支援事業運営業務

### (2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

### (4) 見積上限額

**27,000,000円** (消費税額及び地方消費税額**10%を含む**) を見積金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

## 3 参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の条件を全て満たしていること。なお、共同事業体で参加する場合は、全ての構成員が次の(1)から(7)の事項を満たすとともに、代表構成員が(6)の事項を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。

- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 静岡県内に本社、本店等を有していること。

#### 4 共同事業体での企画提案

本公募において、複数の法人・団体により構成される共同事業体（以下、「共同事業体」という。）による企画提案を可能とする、なお、共同事業体で参加する場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 代表となる事業者を定め、代表構成員として扱うこと。
- (2) 他の事業者は、当該共同事業体のその他構成員として扱うこと。
- (3) 提案書に、共同事業体について次の項目を明記すること。
  - ① 成立時期・解散時期
  - ② 構成員の所在地及び名称
  - ③ 共同事業体代表者の名称
  - ④ 構成員の出資・業務負担の割合、業務内容
- (4) 提案書に、各構成員の担当項目、業務の責任所在を明記すること。
- (5) 契約候補者に選定された場合、契約の前に、構成員で共同事業体協定書を締結したうえで、その写しを提出すること。
- (6) 同一業務において、単独で本公募に参加した事業者は、他の共同事業体の構成員になることはできない。
- (7) 同一業務において、複数の共同事業体で、同時に構成員になることはできない。
- (8) 共同事業体を構成するすべての団体が、「3 参加資格」の（1）から（5）までの条件を満たすこと。
- (9) 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。
- (10) 再委託先は構成員に含めない。

#### 5 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和8年 3月19日（木）	静岡市ホームページ上で公開する
質問受付期間	3月19日（木）から 3月30日（月）正午まで	質問票【様式5】を提出 ※詳細は「6」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	4月17日（金）正午まで	専用フォームから提出 ※詳細は「8」記載のとおり
書類審査結果の通知 (実施した場合)	4月22日（水）午後5時まで	※詳細は「9」記載のとおり
ヒアリング審査	4月30日（木）	※詳細は「10」記載のとおり
審査結果の通知	5月8日（金）中	ヒアリング審査の参加者に 電話及び書面にて通知する (書面は後日送付)

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

## 6 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、以下URLから提出することとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1482154>

### (1) 受付期間

令和8年3月19日（木）から**3月30日（月）正午まで**

### (2) 回答方法

回答を作成し、令和8年4月1日（水）午後5時以降にホームページに掲載する。

## 7 提出書類等

### (1) 提出書類 ※<共同事業体での提出時の注意事項>

- ①参加申請書【様式1】 ※<共同事業体名で提出>
- ②会社概要書【様式2】 ※<すべての構成員分>
- ③受託実績報告書【様式3】 ※<代表構成員は必須、その他は担当項目における実績がある場合>
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】 ※<すべての構成員分>
- ⑤履歴事項全部証明書 ※<すべての構成員分> コピー可
- ⑥貸借対照表、損益計算書（直近3年分） ※<すべての構成員分>
- ⑦納税証明書（直近3か月以内のもの） ※<すべての構成員分>
  - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
  - ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑧企画提案書 ※詳細は「8」記載のとおり ※<共同事業体として1部提出>
- ⑨参考見積書（様式任意） ※<共同事業体として1部提出>
  - ・事業実施にかかる経費の詳細が分かる内容とすること。
  - ・仕様書記載の業務概要の項目ごとに経費内訳を示し、可能な限り単価を記載すること。  
（経費内訳及び単価の記載が十分でない場合、再提出を指示する可能性がある）
  - ・見積上限額**27,000,000円（税込）**を超えないこと。

### (2) 提出期限

**令和8年4月17日（金）正午まで**

### (3) 提出方法

上記（1）の提出書類については、以下URLから提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/1482149>

## 8 企画提案書について

### (1) 企画提案を求める事項

企画提案書は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を簡潔かつ具体的に記載すること。

### (2) 書式等

- ① 企画提案書は「審査基準（別紙）」記載の「評価項目①～⑨」に沿って作成することとし、目次を付けることで該当するページ番号を記載すること。

- ② スライドサイズはA4（横）または16:9、データ形式は.pdfまたは.pptxとすること。なお、フォントサイズは10.5pt以上とすること。
- ③ 企画提案書は**20頁以内**とし、ヒアリング審査での説明時間（15分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。
- ④ 企画提案書のデータサイズは、モニター投影に支障のない範囲で軽量化し、**10MB以下**とすること。
- ⑤ 企画提案書は、テキスト及び画像で構成すること。なお、ヒアリング審査において、企画提案書の内容を補完するために動画や操作デモを使用することを認めるが、資料提出段階においては、該当ページはテキスト及び画面キャプチャ等で示し、主旨が分かるようにすること。

### （3）その他留意事項

- ① 参考見積書記載の金額の増額は不可能であることを了承の上、提案すること。
- ② 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ③ 企画提案書の提出は、**1者につき1提案**とすること。
- ④ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

## 9 書類選考（1次選考）

### （1）実施方法

- ① プロポーザル参加者が**8者以上の場合は書類審査を実施**し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。  
なお、プロポーザル参加者が**7者以下の場合**は書類審査を省略し、**ヒアリング審査のみ実施**する。
- ② 書類審査は、企画提案書の内容について企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点する。
- ③ 書類審査の実施結果等については、**令和8年4月22日（水）午後5時まで**に通知する。

## 10 ヒアリング審査（2次選考）

### （1）実施日

**令和8年4月30日（木）**（詳細な時間は、別途通知する。）

### （2）開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5階 53会議室（静岡市清水区旭町6番8号）

※ご案内しますので、清水庁舎5階 産業政策課へお声かけください。

### （3）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。
  - ア 準備：5分
  - イ 説明：15分
  - ウ 質疑応答：15分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ③ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。また、企画提案書の内容を補完するために、動画や操作デモを利用することを認める。
- ④ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。

⑥ モニター（HDMI 端子）は事務局が用意する。プレゼンテーション参加者が接続可能な Wi-Fi はないため、インターネット接続が必要な場合は、参加者自身で用意すること。

⑦ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(4) 評価者

本市が設置する市内企業イノベーション創出支援事業運營業務プロポーザル審査会における審査員が評価者となる。

(5) 企画提案の評価

ア 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、得点が最も高い者を本委託業務の候補者とする。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

イ 同点により該当者が複数存在した場合は、最も多くの審査員から第1位（合計点が最も高い者）に評価された者を候補者とする。

ウ 第1位の評価を受けた者が同数であった場合、該当者の中から委員の多数決により候補者を選定する。

(6) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしない。

① 審査員の1名でも50点を下回る評価をした場合

② 審査員の評価点の合計が満点の7割を下回った場合（最低基準点）

## 11 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合

(2) ヒアリング審査の集合時刻に集合しなかった場合

(3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

## 12 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(1) 受付時間

午前9時00分から午後5時15分まで（休日及び正午から午後1時00分を除く。）

(2) 説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行うこととする。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 13 その他

(1) 提出書類等は返却しない。

(2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

## 14 問合せ

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）  
静岡市 経済局 商工部 産業政策課 スタートアップ支援係  
Tel 054-354-2313  
E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

市内企業イノベーション創出支援事業運営業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数	
基本的事項評価	(1) 事業コンセプト・実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び目的を十分に理解した提案内容となっているか。</li> <li>・提案内容及び実施スケジュールが具体的かつ実現可能なものとなっているか。</li> </ul>	5点	× 1	5点	
	(2) 類似事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業とスタートアップとの協業による新規事業創出支援に関する実績を有しているか。</li> <li>・類似業務の実績から、本業務を円滑かつ着実に実施することが見込めるか。</li> </ul>	5点	× 1	5点	
提案に対する評価	(3) 企業募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業の参加を促進するための効果的な募集・周知方法が提案されているか。</li> <li>・スタートアップとの協業に関心を有する市内企業を掘り起こすための具体的な方策が示されているか。</li> </ul>	5点	× 3	15点	
	(4) 実践セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業がスタートアップとの協業による新規事業創出の有効性及び必要性を理解し、実務に活用できる知識・手法を習得できる内容となっているか。</li> <li>・講師が、スタートアップとの協業又は新規事業開発に関する十分な実績及び知見を有しているか。</li> </ul>	5点	× 2	10点	
	(5) 事前伴走支援・審査会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前伴走支援の実施方法が具体的であり、企業の事業アイデアの検証や具体化に資する内容となっているか。</li> <li>・事業アイデアの実現可能性、持続可能性及びスタートアップ等との協業可能性などを適切に審査できる方法及び体制となっているか。</li> </ul>	5点	× 3	15点	
	(6) 伴走支援業務	① 協業内容の具体化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協業要件の具体化に向けた支援内容及び支援方法が明確に示されており、スタートアップとの協業の進展が期待できる内容となっているか。</li> </ul>	5点	× 2	10点
		② スタートアップ等のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なスタートアップ等をマッチングするための具体的かつ実効性のある手法が示されているか。</li> <li>・革新的な技術やサービスを持つスタートアップ等を幅広く把握し、適切なマッチングを行うネットワークを有しているか。</li> </ul>	5点	× 2	10点
		③ 実証事業の伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証事業の推進に向けた支援内容及び支援方法が明確に示されており、事業化に向けた進展が期待できる内容となっているか。</li> <li>・支援終了後も事業化に向けた取組を推進できるよう、課題整理や社内調整の支援、関係支援機関との連携など必要な支援内容が具体的に示されているか。</li> </ul>	5点	× 2	10点
	(7) 情報発信業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の取組内容及び成果を効果的に発信するための具体的な手法が示されているか。</li> <li>・スタートアップ等との協業に係る機運醸成に向けて、地域企業の巻き込みが期待できる内容となっているか。</li> </ul>	5点	× 2	10点	
体制等評価	(8) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力や企業とスタートアップとの協業に関する実績を有する人員が明確に位置付けられ、必要な実施体制が確保されているか。</li> <li>・地域内外の関係者及びスタートアップ関連施策との連携により、効果的な事業実施が期待できる体制となっているか。</li> </ul>	5点	× 2	10点	
		合計			100点	